

令和元年度  
社会福祉法人

# 指導監査報告書



令和2年度  
福祉部  
福祉管理課

編集



# はじめに

足立区では、平成25年4月1日より「足立区内に本部があり、区内だけで事業を実施する社会福祉法人」の所轄庁が東京都知事から足立区長へ変更されたことに伴い、社会福祉法第56条第1項に基づく指導監査（法人監査）を実施しています。

また、平成28年度末より、所轄する社会福祉法人が運営する障がい福祉サービス事業者等に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づく指導監査（障がい施設検査）を実施しています。

このたび、令和元年度に実施した指導監査の結果がまとまりました。

社会福祉法人及び施設等の運営に携わっている皆様には、この報告書を参考に自主的な改善に取り組むなど、今後の運営に向けて有効に活用していただければ幸いです。

区民の皆様には、地域の社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して、より一層のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

---

## 目次

I 指導監査の概要	
1 指導監査の目的	1
2 指導監査の類型	1
3 法人監査・障がい施設検査の主な流れ	2
II 法人監査の実施結果	
1 法人監査の実施対象	4
2 法人監査の実施結果	5
3 法人監査における文書指摘の内容・改善状況	6
4 法人監査における口頭指摘・助言の内容	16
III 障がい施設検査の実施結果	
1 障がい施設検査の実施対象	17
2 障がい施設検査の実施結果	19
3 障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況	20
4 障がい施設検査における口頭指摘・助言の内容	36
IV 令和元年度の指導監査を終えて	38
V 令和2年度の指導監査に向けて	40
VI 資料編	
① 足立区社会福祉法人指導監査実施要領	42
② 令和元年度足立区社会福祉法人指導監査実施方針	46
③ 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱	52
④ 令和元年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針	57
⑤ 足立区所轄の社会福祉法人一覧	61
⑥ 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧	62

# I 指導監査の概要

## 1 指導監査の目的

### (1) 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人（以下、「法人」という。）が区民本位の良質な福祉サービスを提供するとともに、その公正かつ安定的な経営及び透明性の確保を図ることを目的として、区が所轄する28法人<sup>\*1</sup>を対象に指導監査（以下、「法人監査」という。）を実施しています。

### (2) 障がい福祉サービス事業者等の検査

平成28年度から、法人が障がい福祉サービス事業者等として提供するサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給適正化を図ることを目的として、区の所轄法人が運営する障がい福祉サービス事業者等の53事業所(30施設)<sup>\*2</sup>を対象に指導監査（以下、「障がい施設検査」という。）を実施しています。

※1 巻末VI資料編 資料⑤（61頁）参照。

※2 巻末VI資料編 資料⑥（62～63頁）参照。

## 2 指導監査の類型

法人監査、障がい施設検査は、それぞれ次の類型に分けて実施しています。

### (1) 法人監査の類型

#### ① 一般指導監査

社会福祉法人指導監査実施計画に基づき、原則として3年に1回、法人の適正な組織運営や会計経理、法令遵守の状況等に主眼を置いて実地と書面にて行う検査です。

#### ② 特別指導監査

法人が関係法令もしくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くため経営等に重大な影響を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき、一般指導監査による改善の措置が認められないとき、正当な理由なく一般指導監査を拒否したとき等に必要に応じて随時行う検査で、特別チームを編成して実施しています。

### (2) 障がい施設検査の類型

#### ① 検査

障がい福祉サービス事業者等指導実施計画に基づき、概ね3年に1回

## 【指導監査の類型】

(入所の障がい者支援施設は概ね2年に1回)、障がい福祉サービス事業者等を対象に、定期的を実施しています。

### ② 監 査

障がい福祉サービス事業者等を対象に、福祉サービスの内容及び自立支援給付に係る費用の請求等について不正又は著しい不当が疑われる場合等に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うために、監査を実施しています。

## 3 法人監査・障がい施設検査の主な流れ

法人監査の「一般指導監査」と障がい施設検査の「検査」は、概ね同様の流れで、以下のとおり、それぞれ実施しています（※ 3頁図参照）。

### ① 実施計画の策定

年度当初に指導監査対象の法人や事業所、具体的な実地検査の時期や重点監査（検査）項目、実施計画等を決定し、関連要綱等を整備したうえで年度方針を策定・公表します。

### ② 指導監査実施に関する通知の事前送付

指導監査実施にあたっては、対象となる法人・事業所には事前（3週間から1か月前）に実施通知を送付し、現況報告書、計算書類のほか実地検査に必要な関連資料、証憑書類等を準備、用意していただきます。

### ③ 実地検査及び講評

担当職員が法人本部や事業所に直接赴き、実施通知や指導監査ガイドライン（検査基準）に基づいて書類や施設を確認し、ヒアリング等を実施して、指導監査の講評を行います。

### ④ 指導監査結果の通知

実地における検査後、法人・事業所には指導監査結果通知書を送付します。文書指摘事項が認められた場合には、概ね30日以内に改善状況報告書の提出を指導します。

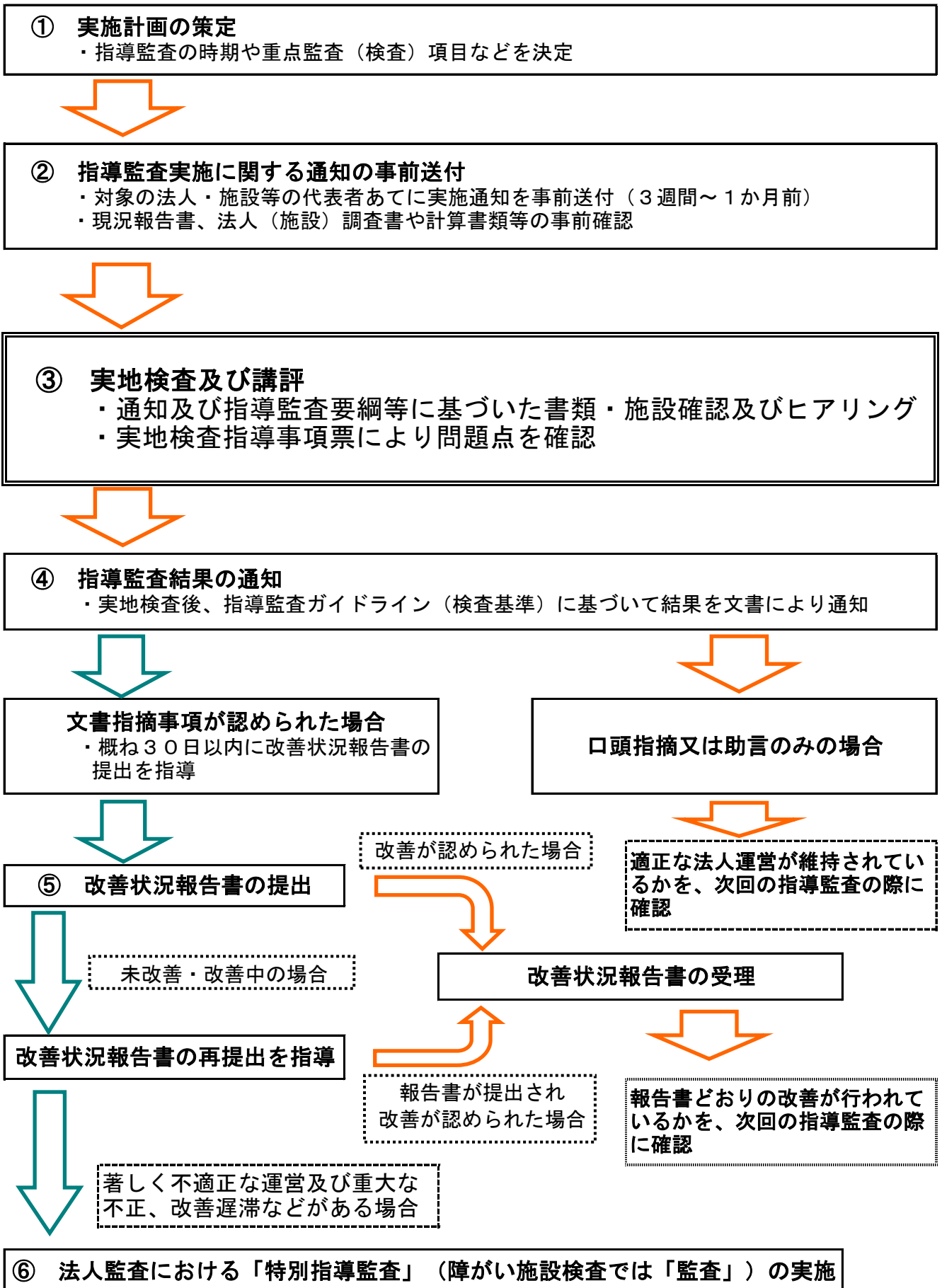
### ⑤ 改善状況報告書の提出（再提出）

手続の不履行や遅延等の場合のほか、指摘事項の改善内容、経緯や程度等によっては、再度の改善状況報告書の提出を指導します。

### ⑥ 法人監査における「特別指導監査」（障がい施設検査では「監査」）の実施

改善が認められない場合等は事案の性質や経緯等も総合的に考慮したうえで、実地における再度の一般指導監査（障がい施設検査では「検査」）、特別指導監査（障がい施設検査では「監査」）等を実施します。

○ 法人監査の「一般指導監査」（障がい施設検査の「検査」）の主な流れ



## Ⅱ 法人監査の実施結果

### 1 法人監査の実施対象

令和元年度は9法人を対象とし、3年の定期監査周期を迎えている法人のほか、前回までの監査で指摘項目が多かった法人を優先して選定しました（表1）。

表1 所轄社会福祉法人への指導監査実施状況

（令和2年3月31日現在）

法人名	分野	実施年度			
		R1	H30	H29	H28
1 愛寿会	高齢福祉・介護	○			○
2 互惠会			○		
3 西新井だいわ会		○			○
4 はとせふ			○		○
5 あいのわ福祉会※	障がい福祉				○
6 あだちの里					○
7 リード・エー		○		○	
8 はなさく福祉会		○		○	
9 あしなみ		○			○
10 三星保育園	児童福祉（保育）		○		○
11 島根福祉会			○		
12 新田保育園		○			○
13 チェリー保育園				○	
14 清仁会				○	
15 博友会				○	
16 親隣館				○	
17 さかえ福祉会			○		
18 筑波会		○			○
19 千利世会		○		○	
20 あらたま会				○	
21 東児童福祉会			○		
22 江北会				○	
23 泉光会いづみの杜			○		○
24 高和会		○		○	
25 平和と善			○		
26 からしだね	障がい・児童（保育）		○		○
27 勝楽堂病院	医療・生活保護		○		○
28 足立区社会福祉協議会	社会福祉協議会			○	
※各年度の「○」は実施した法人を表します。 ※No.5のあいのわ福祉会は、平成30年9月1日付で介護保険法の指定居宅介護支援事業所を開設しています。 ※分野ごとの並びは設立順です。		9	9	12	12

## 2 法人監査の実施結果

令和元年度の指導監査では、改善が必要として文書指摘は6法人に、口頭による指摘は9法人、助言も9法人に対して行いました（表2）。

今年度の法人監査で、文書指摘は新田保育園、西新井だいわ会、高和会、千利世会、あしなみ、はとせふ（監査日順）の6法人に対して行いました。文書指摘を行った法人に対しては、法人名、指摘内容等を公表するとともに、概ね30日以内に改善状況報告書を提出するよう求め、文書もしくは再度の実地調査により改善内容の確認を行っています。また、口頭による指摘を行った法人に対しては、次回の指導監査時に改善状況を確認していきます。

表2 文書指摘、口頭指摘等を行った法人数（令和元年度）

事由	法人数（割合）	指摘等件数
文書指摘	6（66.7%）	10
口頭指摘	9（100.0%）	204
助言	9（100.0%）	24
合計		238

※割合は監査実施法人数(9法人)に対する割合です。割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出をしています。

- ・ 文書指摘の内容では、「運営管理」分野に関することが多く見られました。
- ・ 口頭指摘の内容では、「会計経理」分野に関することが約6割近くを占めています（表3）が、件数・割合では例年と比べて減少しました。
- ・ 改正社会福祉法の施行後約3年が経過しましたが、組織運営面だけでなく、会計基準省令等により新たに規定された会計処理等についても、理解の浸透や習熟が各法人で着実に進みつつあるという印象を受けました。

表3 監査分野別内訳（法人監査）

（令和元年度）

監査分野	文書指摘		口頭指摘		助言	
	件数(割合)	法人数	件数(割合)	法人数	件数(割合)	法人数
運営管理	7（70.0%）	5	87（42.6%）	9	10（41.7%）	6
会計経理	3（30.0%）	3	117（57.4%）	9	14（58.3%）	8
合計	10（100.0%）	8	204（100.0%）	18	24（100.0%）	14

※1 割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出をしています。

※2 法人数は、1つの監査分野で複数の文書指摘、口頭指摘・助言を受けた法人があるため、文書指摘、口頭指摘・助言を行った件数とは一致しない項目があります。

## 【法人監査における文書指摘の内容・改善状況】

### (1) 新田保育園－①

## 3 法人監査における文書指摘の内容・改善状況

令和元年度の法人監査において文書指摘を行ったのは次の6法人です。

当該法人に対して行った文書指摘事項の詳細な内容（項目別）、及び指摘後の改善内容、状況は以下のとおりです。

### (1) 新田保育園 【指摘件数：1件】

#### ① 理事及び監事の報酬等の額について、評議員会の決議によって理事及び監事それぞれの報酬等の額を定めること

社会福祉法人の理事及び監事の報酬等の額（理事一人当たり又は全員の報酬等の額の確定額若しくは年度総額の上限額及び監事一人当たり又は全員の報酬等の額の確定額若しくは年度総額の上限額）は、定款にその額を定めていない場合、社会福祉法第45条の16第4項により準用する一般法人法第89条（理事）及び社会福祉法第45条の18第3項により準用する一般法人法第105条第1項（監事）の規定に基づき、評議員会の決議により定めなければならない。

しかし、貴法人は、定款に理事及び監事の報酬等の額を定めていないにも関わらず、評議員会において理事及び監事の報酬等の額を決議により定めていなかった。

については、評議員会の決議により、理事及び監事の報酬等の額をそれぞれで定めること。

- ・「社会福祉法人新田保育園定款」第21条
- ・社会福祉法第45条の16第4項により準用する一般法人法第89条、社会福祉法第45条の18第3項により準用する一般法人法第105条第1項
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-8-(1)-2、I-8-(1)-3

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、理事及び監事の報酬等の額につき、評議員会の決議により定められたことを確認しました（改善済み）。



(2) 千利世会 【指摘件数：1件】

① 指導監査時点において、理事長の重任登記、資産総額の変更登記が期限までに行われておらず、かつ、変更登記の手続が行われていないので、是正すること

社会福祉法人は、理事長が重任した場合は、重任の事由が生じたときから2週間以内に、資産の総額については、毎会計年度終了後3か月以内に、変更登記をしなければならない。

しかしながら、貴法人においては、理事長の重任登記及び資産総額の変更登記が、指導監査時点において、行われていなかった。

については、速やかに登記手続を行うこと。

- 社会福祉法第29条第1項
- 組合等登記令第2条及び別表、同第3条第1項及び第3項
- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-4-(4)-3

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、理事長の重任登記及び資産総額の変更登記手続が行われたことを確認しました（改善済み）。

## 【法人監査における文書指摘の内容・改善状況】

(3) はなさく福祉会－①

### (3) はなさく福祉会【指摘件数：2件】

#### ① 理事及び監事の選任手続において、理事及び監事の候補者が欠格事由に該当しないこと等について法人において確認がされていないので、是正すること

社会福祉法人は、理事及び監事の選任に当たり、理事及び監事の候補者が所定の欠格事由に該当しないか、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか及び理事の場合で当該理事の合計が上限を超える者とならないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、選任の都度、確認を行わなければならない。

しかしながら、貴法人においては、これらの事項の該当の有無の確認が行われていないまま、理事及び監事が選任されていた。

については、これらに該当しないことを理事及び監事の候補者本人から申立書や誓約書等を徴取する等の方法により確認して、是正すること。

- ・社会福祉法第44条第1項（第40条第1項準用）、第2項、第6項及び第7項
- ・社会福祉法施行規則第2条の10及び第2条の11
- ・「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1-(5)、(6)
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-4-(3)-1、I-5-(2)-2

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書及び各役員の申立書（写し）により、法人が理事及び監事の全員から欠格事由に該当しない旨の申立書の提出を受けたことを確認しました(改善済み)。

## ② 必要な附属明細書を適正に作成すること

社会福祉法人は、計算書類の内容を補足する附属明細書について、通知に定められた様式に従って適正に作成しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、別紙3(⑧)「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」で「うち国庫補助金等の額」及び当期減価償却額を控除した減少額を記載する「当期減少額」の欄が漏れていたほか、「花畑共同作業所」及び「はなさく第二共同作業所」の各拠点区分について、別紙3(⑫)「積立金・積立資産明細書」を理事会の承認決議を経て作成していなかった。

については、令和元年の会計年度以降の当該附属明細書を適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」省令第30条第1項第8号及び第12号
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」25(2)ア
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-2

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、令和元年の会計年度以降の当該附属明細書について、上記指摘事項を改善し適切に作成していくと報告を受け、修正した内容等を確認しました(改善済み)。

【法人監査における文書指摘の内容・改善状況】

(4) 西新井だいわ会①

(4) 西新井だいわ会 【指摘件数：1件】

① 必要な附属明細書を適正に作成すること

社会福祉法人は、計算書類の内容を補足する附属明細書について、通知に定められた様式に従って適正に作成しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、別紙3(④)「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」で事業・拠点区分名にサービス区分名が記入されていたほか、「地域支援西新井」拠点区分について、別紙3(⑫)「積立金・積立資産明細書」を作成していなかった。

については、令和元年の会計年度以降の当該附属明細書を適正に作成すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」省令第7条1項3号、第30条2項4号及び12号
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」25(1)及び(2)ア
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-2

【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、令和元年の会計年度以降の当該附属明細書について、上記指摘事項を改善し適切に作成していくと報告を受け、修正した内容等を確認しました(改善済み)。

## (5) あしなみ 【指摘件数：2件】

## ① 理事及び監事の報酬等の額について、評議員会の決議によって理事及び監事それぞれの報酬等の額を定めること

社会福祉法人の理事及び監事の報酬等の額（理事一人当たり又は全員の報酬等の額の確定額若しくは年度総額の上限額及び監事一人当たり又は全員の報酬等の額の確定額若しくは年度総額の上限額）は、定款にその額を定めていない場合、社会福祉法第45条の16第4項により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条（理事）及び社会福祉法第45条の18第3項により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第1項（監事）の規定に基づき、評議員会の決議により定めなければならない。

しかし、貴法人は、定款に理事及び監事の報酬等の額を定めていないにも関わらず、評議員会において理事及び監事の報酬等の額を決議により定めていなかった。

については、評議員会の決議により、理事及び監事の報酬等の額をそれぞれで定めること。

- ・「社会福祉法人あしなみ定款」第21条
- ・社会福祉法第45条の16第4項により準用する一般法人法第89条、社会福祉法第45条の18第3項により準用する一般法人法第105条第1項
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-8-(1)-2、I-8-(1)-3

## 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、理事及び監事の報酬等の額につき、評議員会の決議により定められたことを確認しました（改善済み）。

## 【法人監査における文書指摘の内容・改善状況】

### (5) あしなみ-②

#### ② 理事会への欠席が継続している監事がいるので、是正すること

社会福祉法人と監事は民法の委任に関する規定に従うとされている。よって、監事は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負い、理事会に出席して理事会の議論を把握し、理事の職務執行を監督する等の善管注意義務を果さなければならない。

しかしながら、貴法人においては、監事1名が、平成29年度以降に開催された理事会において、毎年度にわたって2回以上続けて欠席していた。

ついては、理事会の開催日時の調整等を十分に行うとともに、当該監事へ理事会への出席を促し、出席できない理由によっては当該監事の交代を検討すること。

- ・社会福祉法第38条、民法第643条及び第644条
- ・社会福祉法45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-5-(2)-2、I-5-(3)-1

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、次回開催の理事会につき監事から出席する旨の返答が得られたこと、今後も欠席が継続する場合、出席できない理由によっては当該監事の交代を検討するという法人の方針を確認しました(改善済み)。

**(6) 高和会 【指摘件数：3件】****① 評議員会議事録で必要な記載事項が不十分なので、是正すること**

社会福祉法人の評議員会の議事内容は、法人にとって重要な資料であり、厚生労働省令（社会福祉法施行規則）に定めるところにより作成されなければならない。また、評議員会においては、理事会の決議によって定められ、評議員会の招集の通知に記載された評議員会の目的である事項（以下、「議題」という）以外の事項については、決議をすることができない。

しかしながら、貴法人においては、平成29年度の6月開催の定時評議員会の第3号議案において、「評議員に対する報酬等の支給の基準（定款8条）」との議題により「理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準（定款第10条第1項第3号）」の内容である「役員等報酬規程」を承認決議しており、議題と決議内容が一致していなかった。

については、理事会及び評議員会での議題と決議内容を確認し、必要な場合は議事録の訂正等を行うこと。

- ・社会福祉法第45条の9第9項、同第10項が準用する一般法人法第181条第1項第2号、第182条第3項
- ・社会福祉法第45条の11第1項、社会福祉法施行規則第2条の15第3項第2号
- ・「社会福祉法人高和会定款」第10条第1項第3号
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-3

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書及び評議員会の議事録（写し）により、議事録中の議題名が誤っていたと報告を受け、評議員会の議事録について訂正等が適正に行われたことを確認しました（改善済み）。

**② 理事長が、理事会において、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上行うべき自己の職務の執行の状況の報告をしていないので、是正すること**

社会福祉法人の理事長は、理事会において、3箇月に1回以上（または、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上と定款で定めた場合は、その回数以上）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

しかしながら、貴法人においては、定款の規定のとおり理事会にて毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上行われるべき理事長の職務執行の状況の報告が、行われていなかった。

については、理事長は、理事会において、定款で定められている毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上の、自己の職務執行の状況の報告を行うこと。

- 社会福祉法第45条の16第3項但書
- 「社会福祉法人高和会定款」第17条第3項
- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」I-6-(1)-4

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書及び開催された理事会の議事録（写し）により、理事長が、理事会において自己の職務執行状況の報告を行ったことを確認しました（改善済み）。



**③ 基本金の取崩しについて修正し、適正な計算書類を提出すること**

基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとされている。また、基本金を取り崩す場合には、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。なお、基本金を取り崩すことが認められる場合とは、社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合に限られる。

しかしながら、貴法人においては、基本金の取崩しについて事前に所轄庁への事前協議もなく、また取り崩した経緯に上記のような取崩しを認められる事情は確認できなかった。

については、平成30年度の計算書類を適正に作成し直し所轄庁に提出すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」省令第6条1項
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」12
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」14(3)
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(3)-3

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書及び開催された評議員会の議事録（写し）により、当該年度の基本金の取崩しにつき、取消処理が適正になされたことを確認しました(改善済み)。

#### 4 法人監査における口頭指摘・助言の内容

法人監査では口頭による指摘を9法人、助言は9法人に対して行いました。

指摘事項の内訳としては、「運営管理」分野で評議員会・理事会で決議に係る特別利害関係の確認漏れや議事録の不備、決議の内容や招集通知等の瑕疵等の指摘を多く行ったほか、「会計経理」分野では決算手続や計算関係書類等の不備、経理規程や契約事務の誤り、不足等についての指摘事項が多くなりました(表4)。

表4 口頭指摘、助言の有った監査項目別内訳 (法人監査) (令和元年度)

監査項目	口 頭 指 摘		助 言	
	件数(割合)	法人数	件数(割合)	法人数
定 款	1 ( 0.5%)	1	6 ( 25.0%)	6
評議員・評議員会	3 8 ( 18.6%)	9	0 ( 0.0%)	0
理 事	5 ( 2.5%)	5	0 ( 0.0%)	0
監 事	9 ( 4.4%)	6	0 ( 0.0%)	0
理 事 会	1 5 ( 7.4%)	8	1 ( 4.2%)	1
役員等報酬	9 ( 4.4%)	5	0 ( 0.0%)	0
事業一般	0 ( 0.0%)	0	2 ( 8.3%)	2
社会福祉事業	0 ( 0.0%)	0	1 ( 4.2%)	1
情報の公表	9 ( 4.4%)	6	0 ( 0.0%)	0
登記関係等	1 ( 0.5%)	1	0 ( 0.0%)	0
資産管理	3 ( 1.5%)	3	0 ( 0.0%)	0
会計管理	1 1 4 ( 55.9%)	9	1 4 ( 58.3%)	8
合 計	2 0 4 (100.0%)	5 3	2 4 (100.0%)	1 8

※1 割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出のため、合計が100%にならない項目があります。

※2 法人数は、1つの監査項目で複数の口頭指摘・助言を受けた法人があるため、口頭指摘・助言を行った件数とは一致しない項目があります。

### Ⅲ 障がい施設検査の実施結果

#### 1 障がい施設検査の実施対象

令和元年度は18事業所(3法人11施設)を対象に、検査を実施しました(表5)。

検査実施事業所の選定にあたっては、区の所轄法人が運営する幅広い事業種別の事業所を対象とし、今まで足立区としては検査未実施であった事業所がほぼ網羅されるよう選定しました。

表5-① 障がい施設検査実施事業所

(令和元年度)

運営法人	施設名	事業所名	文書指摘件数
あいのわ福祉会	足立あかしあ園	足立あかしあ園	0
	谷中ハウス	谷中第1ハウス	1
		谷中第2ハウス	
		綾瀬ハウス	
		青井第1ハウス	
		青井第2ハウス	
	あいのわ支援センター	ショートステイ谷中	0
あいのわ支援センター谷中		0	
神明障がい福祉施設	あいのわしごとセンター	2	
あだちの里	西伊興ひまわり園	西伊興ひまわり園	0
	竹の塚施設	竹の塚ひまわり園	0
		竹の塚福祉園	0
	希望の苑施設	希望の苑(入所)	4
		希望の苑(通所)	0
	地域生活支援センター(グループホーム)	あだちの里西ホーム	1
江北ひまわり園	あだちの里相談支援センター	0	
あしなみ	協立作業所	協立作業所	2
	綾瀬スマイル工房	綾瀬スマイル工房	6

※ 文書指摘件数では、谷中ハウス施設の谷中第1ハウス、谷中第2ハウス、綾瀬ハウス、青井第1ハウス、青井第2ハウスの各事業所にわたる指摘事項を一括して1件としてカウントしています。

【障がい施設検査の実施対象】

表 5-② 前年度参考：(平成30年度分) 障がい施設検査実施事業所

運営法人	施設名	事業所名	文書指摘 件数
からしだね	うめだ・あけぼの学園	うめだ・あけぼの学園	1
		うめだ・あけぼの子ども相談支援センター	0
あいのお福祉会	綾瀬あかしあ園	綾瀬あかしあ園	2
	竹の塚あかしあの杜	竹の塚あかしあの杜のぞみ	0
		竹の塚あかしあの杜なごみ	3
		竹の塚あかしあの杜きずな	1
	あいのお支援センター	あいのお支援センター竹の塚	1
あだちの里	梅田ひまわり工房	梅田ひまわり工房	1
	谷在家障がい福祉施設	谷在家福祉園	0
		谷在家福祉作業所	0
	大谷田グループホーム	足立区大谷田グループホーム	0
	綾瀬ひまわり園	綾瀬ひまわり園	0
	地域生活支援センター (グループホーム)	あだちの里東ホーム	3
リード・エー	あしの家	あしの家	7
		あしの家西伊興	4
はなさく福祉会	はなさく第二共同作業所	はなさく第二共同作業所	7
あしなみ	萌作業所	萌作業所	3
	アトリエほっと・しかはま	アトリエほっと・しかはま	0

## 2 障がい施設検査の実施結果

令和元年度の検査では、改善が必要として文書指摘を10事業所に、口頭指摘及び助言も運営管理や利用者支援、会計経理の全ての分野にわたって、それぞれ18事業所、16事業所で行いました（表6）。

今年度の障がい施設検査で、文書指摘は谷中ハウス（施設の5事業所共通）、協立作業所、綾瀬スマイル工房、希望の苑（入所）、あだちの里西ホーム、あいのわしごとセンター（検査日順）の10事業所に対して行いました。文書指摘を行った事業所については、事業所（法人）名、指摘内容等を公表するとともに、概ね30日以内に改善状況報告書を提出するよう求め、文書もしくは再度の現地調査等により改善内容の確認を行っています。

表6 文書指摘、口頭指摘等を行った事業所数（令和元年度）

事由	事業所数（割合）	指摘等件数
文書指摘	10（55.6%）	16
口頭指摘	18（100.0%）	273
助言	16（88.9%）	42
合計		331

※割合は検査実施事業所数(18事業所)に対する割合です。割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出をしています。

- ・ 文書指摘の全体での件数は、前年度と比べて半減しました。
- ・ 口頭指摘では、「会計経理」分野の件数が、ほぼ半減しました（表7）。会計経理に係る過年度までの指摘事項は、多くの事業所で既に是正・対応していただけていました。
- ・ その一方、「運営管理」「利用者支援」分野の件数は、ほぼ横ばいでした。これらの分野では検査で指摘を受けた事業所限りでしか対処していなかったのか、同一法人内の他事業所で前年度同様の過誤等が見られました。

表7 検査分野別内訳（障がい施設検査）

（令和元年度）

検査分野	文書指摘		口頭指摘		助言	
	件数(割合)	事業所数	件数(割合)	事業所数	件数(割合)	事業所数
運営管理	6（37.5%）	3	97（35.5%）	18	13（31.0%）	9
利用者支援	9（56.3%）	4	101（37.0%）	18	13（31.0%）	8
会計経理	1（6.3%）	1	75（27.5%）	14	16（38.1%）	8
合計	16（100.0%）	8	273（100.0%）	50	42（100.0%）	25

※1 割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出のため、合計が100%にならない項目があります。

※2 事業所数は、1つの検査分野で複数の文書指摘、口頭指摘・助言を受けた事業所があるため、文書指摘、口頭指摘・助言を行った件数とは一致しない項目があります。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (1) 谷中ハウス①

## 3 障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況

令和元年度の障がい施設検査において文書指摘を行ったのは次の10事業所です。  
当該事業所に対して行った文書指摘事項の詳細な内容（項目別）、及び指摘後の改善内容、状況は以下のとおりです。

### (1) 谷中ハウス [共同生活援助] 【指摘件数：1件】

＜谷中第1ハウス、谷中第2ハウス、綾瀬ハウス、青井第1ハウス、青井第2ハウス＞

#### ① 帰宅時支援加算について、要件を満たしていない算定事例があったため、事業所管課と協議の上、適切に処理すること

指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が家族等の居宅等において外泊した場合であって、利用者の居宅等における生活状況等を十分把握し、記録する等の要件を満たした場合に、帰宅時支援加算を算定することができる。

しかし、貴事業所においては、帰宅時支援加算を算定しているにもかかわらず、共同生活援助計画に帰宅時支援加算に関する事項の記載がなく、また、利用者の居宅等における生活状況等を記録していなかった。

については、足立区障がい福祉課と協議したうえで当該加算の取扱いについて区へ報告し、帰宅時支援加算を算定する場合は、居宅等における外泊について共同生活援助計画に位置づけるとともに、利用者の居宅等における生活状況等を記録すること。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第15の4
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の3(6)⑫

#### 【改善状況】

事業者から区の事業所管課へ当該加算に係る過誤申立書が提出されたほか、後日提出された改善状況報告書により、共同生活援助計画や記録等の改善について内容等を確認しました（改善済み）。

**(2) あいのわしごとセンター [就労移行支援] 【指摘件数：2件】****① 福祉専門職員配置等加算（I）を適正に算定すること**

指定就労移行支援事業者は、職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者（以下、「資格保有者」という。）の割合が100分の35以上である場合に、福祉専門職員配置等加算（I）について、1日につき所定単位数を加算することができる。また、多機能型事業所においては、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を算定し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して当該加算を算定することができる。

しかし、貴事業所においては、平成31年4月以降の期間について、常勤で配置されている多機能型事業所の従業者のうちの資格保有者が、当該加算の算定に必要な割合を下回っているながら、当該加算を算定していた。

については、算定済みの当該加算の取扱いについて区の事業所管課へ協議し、適切に是正処理すること。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第12の9イ注1
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の3(3)⑧(一)及び(四)

**【改善状況】**

事業者から区の事業所管課へ当該加算の取下げ等に係る過誤申立書が提出されたほか、後日提出された改善状況報告書により、現在は所要の従業者数を配置し是正していると報告を受け、内容等を確認しました（改善済み）。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

(2) あいのわしごとセンター ー②

### ② 従業者配置が基準を満たしていないので、早急に補充すること

指定就労移行支援事業者は、職業指導員、生活支援員のそれぞれについて最低1人以上配置するとともに、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は「常勤」で配置しなければならない。また、「常勤」とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業以外の職務に従事している時間を除き、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数と定められている勤務時間数に達していることをいう。

しかし、貴事業所においては、指定就労移行支援事業における勤務形態を「常勤・専従」として届出している生活支援員に指定就労定着支援事業における利用者との面談や当該利用者を雇用した事業主への訪問等を行わせていて、平成31年4月以降の期間について、指定就労移行支援事業所における職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上で必要な「常勤」での配置に欠けていた。

については、指定就労移行支援事業における職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上を「常勤」で配置するよう、早急に補充すること。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第2条並びに第175条第1項第1号及び第4号
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」第二の2及び第十の1(1)

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、所要の従業者を配置し是正したと報告を受け、現在の従業者の勤務体制表等の内容を確認しました（改善済み）。



(3) 希望の苑 (入所) [施設入所支援、自立訓練、短期入所] 【指摘件数：4件】

① 個別支援計画未作成減算について、適正に算定されていないため、是正すること

指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）等の提供に当たって、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及び達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画（以下、「個別支援計画」という。）等に基づくサービスを提供しなければならず、個別支援計画が作成されていない場合、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、所定単位数の100分の70に相当する単位数で算定しなければならない。

しかし、貴事業所においては、利用者に対して個別支援計画の交付や説明がされないまま、自立訓練（生活訓練）サービスを2ヶ月以上にわたって提供し、かつ当該訓練等給付費を減算せずに算定していた。

については、当該個別支援計画未作成減算の取扱いについて事業所管課と協議し、適切な処理を行うこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第11の1の注6(2)(一)
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の1(10)②(一)及び同④(二)

【改善状況】

事業者から区の障がい福祉課へ当該減算に係る過誤申立書が提出されたほか、後日提出された改善状況報告書により、今後の再発防止策の内容等を確認しました（改善済み）。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (3) 希望の苑（入所）－②

#### ② 利用者から徴収できない食材料費を超えた費用を徴収しているため、是正すること

指定短期入所事業者は、支給決定障がい者等から食事の提供に要する費用に係る利用料として食材料費及び調理等に係る費用に相当する額の支払いを受けることができるが、指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障がい者にあつては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当する低所得者である利用者からについては、食材料費に相当する額に限られる。

しかし、貴事業所においては、上記に該当する低所得者である利用者から食材料費を超過した額を食事の提供に要する費用に係る利用料として徴収していた。

については、上記に該当する低所得者に該当する利用者から食事の提供に要する費用に係る利用料として支払いを受ける額について、食材料費に相当する額を超えないものとなるよう是正すること。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第120条第4項
- ・「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」2のイ

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、食費を毎食ごとの食材料費の実費と同額となるよう料金体系を変更し、現在までに利用者の超過負担（実費差額である法人の利幅）が発生していた利用者へは、遡及して当該差額を返還したことを確認しました（改善済み）。

### ③ 栄養マネジメント加算について、適正に算定されていないため、是正すること

指定障害者支援施設における栄養ケア・マネジメントについては、入所者ごとの低栄養状態リスクを施設入所時に把握（以下「栄養スクリーニング」という。）し、栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握（以下「栄養アセスメント」という。）すること、及びこの栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成することが必要である。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得なければならない。

しかし、貴事業所においては、当該栄養ケア計画を作成する前に栄養マネジメント加算を算定していた。また、当該栄養ケア計画につき入所者又はその家族への説明を行い、その同意が得られた日付の記録が無かった。

については、当該栄養ケア計画に係る栄養マネジメント加算の取扱いについて事業所管課と協議し、適切な処理を行うこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第9の10注(2)
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(9)⑭(五)ウ

#### 【改善状況】

区の障がい福祉課へ当該加算の取下げに係る過誤申立書が提出され、内容等を確認しました（改善済み）。

## 【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

### (3) 希望の苑（入所）－④

#### ④ 療養食加算について、適正に算定されていないため、是正すること

指定障害者支援施設で計上する療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食に必要であるものとして、療養食が提供された場合に算定し、心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないとされている。

しかし、貴事業所においては、上記対象疾患に該当しない脳血管疾患発症後の高血圧症の利用者に対して行う減塩食療法を療養食提供として療養食加算を算定していた。

については、当該療養食加算の取扱いについて事業所管課と協議し、適切な処理を行うこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第9の13の注
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(9)⑩(四)

#### 【改善状況】

区の障がい福祉課へ当該加算の取下げに係る過誤申立書が提出され、内容等を確認しました（改善済み）。

(4) あだちの里西ホーム【共同生活援助】 【指摘件数：1件】

① 共同生活住居の設備に一部不備があるので、適切に維持管理すること

指定共同生活援助事業者は、共同生活住居については1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。

しかし、貴事業所の「つくし寮」においては、2階の浴室及び給湯室に荷物等が残置されていて、室内の浴槽及び給湯器の設備が、すぐに使用できる状態ではなかった。

については、日常生活を営む上で必要な当該設備を、すぐに使用できるよう適切に維持管理するとともに、当該居室の用途変更が必要な場合等は、建物の平面図の変更を東京都福祉保健局へ届け出ること。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第210条第6項
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」第十五の2(4)
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第46条第1項
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」第34条の23第1項第13号及び第34条の19第5号

【改善状況】

当該浴室及び給湯室に残置されていた荷物等を事業者が撤去し、設備がすぐに使用できるよう室内を整理整頓したことを現地の写真や改善状況報告書により確認しました(改善済み)。

**(5) 協立作業所 [就労継続支援B型] 【指摘件数：2件】**

**① サービス管理責任者は、個別支援計画の原案を適切に作成すること**

指定就労継続支援B型事業者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成等に関する業務を担当させて、サービス管理責任者の指揮の下で個別支援計画の原案を作成しなければならない。

しかし、貴事業所においては、複数の利用者の個別支援計画において、サービス管理責任者でない者を「支援計画作成者」として表示・記載していた。

また、貴事業所においては、サービス管理責任者が個別支援計画の原案を作成するに当たって利用者の担当者等を招集・開催した会議（以下、「個別支援会議」という。）の会議録等も作成していなかった。

については、サービス管理責任者が主となって個別支援計画の作成等に関する業務を担当していることを個別支援計画において表示・記載するとともに、個別支援計画の原案がサービス管理責任者の指揮の下で作成されていたことを示す個別支援会議の会議録等を適切に作成・保存すること。

・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第188条（第54条1項、4項及び5項準用）

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書により、各利用者の個別支援計画を策定する際に招集・開催する個別支援会議の会議録として使用していく様式等の提出を受け、サービス管理責任者が会議へ参加・指揮していたことを示す「参加者名」や議事の「内容」、見直し等の「検討結果」の欄が設けられていて、今後は個別支援会議の会議録等を適切に作成・保管していくことが報告されました（改善済み）。

## ② 個別支援計画の作成後、少なくとも6か月に1回以上、計画の見直しを行うこと

指定就労継続支援B型事業者のサービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて支援計画の変更を行わなければならない。

しかし、貴事業所においては、複数の利用者の個別支援計画において、少なくとも6か月に1回以上必要な計画の見直しが行われていなかった。

については、利用者の個別支援計画に関して、必ず6か月に1回以上の間隔で見直しを行い、必要に応じて支援計画の変更を行うこと。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第188条（第54条7項準用）

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、事業者が各利用者の個別支援計画の策定状況につき適切に進行管理するための様式等の提出を受け、今後の計画更新時には利用者の同意を得て、予定している支援内容等を事前に個別支援計画へ追記・変更していくことが報告されました（改善済み）。

(6) 綾瀬スマイル工房【就労継続支援B型】 【指摘件数：6件】

① 人権擁護・虐待防止のための取り組みを講じているが不十分であるため改善すること

指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備を行うとともに従業者に対して研修の実施その他の必要な措置を講じるように努めなければならない。

しかし、貴事業所においては、虐待防止に係る虐待防止責任者等の掲示が行われていなかった。また、非常勤を含む全従業者に対して、平成30年度以降は虐待防止チェックリストを実施・回収しておらず、事業所における虐待防止に係る取り組みが不十分であった。

については、虐待責任者等の氏名や連絡先等を掲示するとともに、虐待防止チェックリストについて非常勤を含む全従業者に定期的に実施し、且つその結果を活用することにより虐待防止に係る取り組みを徹底すること。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第3項
- ・「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」通知

【改善状況】

非常勤を含む全従業者に虐待防止チェックリストが実施されたことと虐待防止責任者、虐待等の通報先について事業所の見やすい場所へ掲示されたことを現地の写真及び添付書類で確認しました（改善済み）。



**② 運営規程の概要等、福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること**

指定障害福祉サービス事業者は、当該事業所の見やすい場所に運営規程の概要等、福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することが求められる。

しかし、貴事業所においては、運営規程の概要、検査日現在の職員の勤務体制等、重要事項の掲示が行われていなかった。

については、運営規程等、利用者の障害福祉サービスの選択に資する重要事項を事業所の見やすい場所に掲示すること。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第 192 条（第 92 条準用）

**【改善状況】**

運営規程、従業者の勤務体制について事業所の見やすい場所へ掲示されたことを現地の写真及び添付書類で確認しました（改善済み）。

### ③ 目標工賃達成指導員配置加算を適正に算定すること

目標工賃達成指導員配置加算については、指定就労継続支援B型事業者が目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を7.5で除して得た数以上配置している事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算することができる。

しかし、貴事業所においては、一部の期間において当該加算の計上に必要な従業員の配置数を下回っていたながら、当該加算の計上を行っていた。

については、当該期間中の加算の取扱いについて区の事業所管課へ協議し、適切に是正処理を行うこと。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第14の14イ注
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の3(5)⑯
- ・「厚生労働大臣が定める施設基準」第6号イ

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書で、事業者が区の中央本町地域・保健総合支援課と協議した結果、当該加算の算定に必要な従業員数を下回っていた期間の分を取下げするものとし、過誤申立書等を提出したことを確認しました（改善済み）。

#### ④ 利用者負担額等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、文書により同意を得ること

指定就労継続支援B型事業者は、支給決定障がい者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障がい者等に対し説明を行い、当該支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

しかし、貴事業所においては、「お茶代」、「味噌汁代」ほかについて利用者に金銭の支払いを求めながら、用途及び費用負担額、実費精算後に剰余が生じていないことにつき書面により明らかにしておらず、当該支給決定障がい者等の同意が得られていなかった。

については、当該金銭の用途及び費用負担額並びに実費精算後に剰余が生じていないことについて書面により明らかにするとともに、当該支給決定障がい者等に対し説明を行い、当該支給決定障がい者等の同意を得ること。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第188条（第24条2項準用）
- ・「就労継続支援B型事業綾瀬スマイル工房運営規程」第8条1項2号及び3号

#### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書等により、利用者へ実費精算後の剰余や用途等を報告したほか、今後は重要事項説明書の当該記載内容を改め、それにより同意を得ることとしたと報告を受け、その内容等を確認しました（改善済み）。

【障がい施設検査における文書指摘の内容・改善状況】

(6) 綾瀬スマイル工房⑤

**⑤ 毎年度、当該年度の目標工賃と、前年度の工賃実績を利用者に通知すること**

指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

しかし、貴事業所においては、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知されていなかった。

ついては、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。

- ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第187条4項

**【改善状況】**

後日提出された改善状況報告書により、事業所の見やすい場所へ工賃支払実績額や目標工賃額が掲示されたことを写真等により確認しました（改善済み）。

## ⑥ 必要な附属明細書及び注記を適正に作成・整備すること

社会福祉法人においては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類の金額と一致しなければならない。

しかしながら、貴事業所では平成30年度拠点区分事業活動計算書では、「国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）」に計上されるべき金額を計上せず「国庫補助金等特別積立金積立額」の控除項目として表示しており、別紙3(⑦)国庫補助金等特別積立金明細書の当期取崩額について、拠点区分事業活動計算書の「サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額」及び「特別費用の控除項目として計上する取崩額」の合計額と一致していなかった。

また、拠点区分の注記においても「基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩」につき、除却等に係る必要な記載をしていなかった。

については、令和元年の会計年度以降の当該附属明細書及び注記を、適正に作成・整備すること。

- ・「社会福祉法人会計基準」省令第29条1項7号並びに第30条1項7号及び2項
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」24別紙2、25(1)
- ・「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-1、2

### 【改善状況】

後日提出された改善状況報告書により、令和元年の会計年度以降の当該附属明細書について上記指摘事項を改善し適切に作成していくと報告を受け、新規に作成された様式及びその内容等を確認しました（改善済み）。

#### 4 障がい施設検査における口頭指摘・助言の内容

障がい施設検査では、『運営管理』分野で事業計画等や運営規程に関する内容の誤りや掲示不足等の「組織」に関すること、『利用者支援』分野で利用契約書の内容の誤り、利用手続への同意及び説明の漏れや利用契約書や個別支援計画書の未交付等の「説明・同意等」に関すること、『会計経理』分野で経理規程や会計管理全般、契約手続等に係る適正な事務処理のほか、「決算・計算書類」では法人の経営・財務情報の適正かつ客観的な表示や開示等に関することについて、多くの口頭指摘・助言を行いました（表8）。

これら口頭による指摘・助言を行った事業所に対しては、早急に改善を求めるとともに、継続して指導を行い指摘事項の改善状況を注視していきます。

表8 口頭指摘、助言の有った検査項目別内訳（障がい施設検査）（令和元年度）

検査分野	検査項目	口頭指摘		助言	
		件数(割合)	事業所数	件数(割合)	事業所数
運営管理	施設運営全般	5 ( 1.8%)	5	4 ( 9.5%)	3
	組織	49 ( 17.9%)	13	2 ( 4.8%)	2
	就業規則等	11 ( 4.0%)	5	4 ( 9.5%)	4
	従業者配置等	11 ( 4.0%)	9	1 ( 2.4%)	1
	従業者給与等	6 ( 2.2%)	6	1 ( 2.4%)	1
	建物設備管理	1 ( 0.4%)	1	1 ( 2.4%)	1
	災害対策	12 ( 4.4%)	5	0 ( 0.0%)	0
	給付費算定	2 ( 0.7%)	2	0 ( 0.0%)	0
利用者支援	給付費算定	2 ( 0.7%)	1	0 ( 0.0%)	0
	説明・同意等	44 ( 16.1%)	13	3 ( 7.1%)	3
	契約支給量	1 ( 0.4%)	1	0 ( 0.0%)	0
	負担額受領	7 ( 2.6%)	4	0 ( 0.0%)	0
	個別支援計画	11 ( 4.0%)	8	2 ( 4.8%)	2
	サービス提供記録	9 ( 3.3%)	7	3 ( 7.1%)	3
	身体拘束等	1 ( 0.4%)	1	0 ( 0.0%)	0
	プライバシー	5 ( 1.8%)	4	2 ( 4.8%)	1
	事故発生時	0 ( 0.0%)	0	1 ( 2.4%)	1
	給付費通知	3 ( 1.1%)	3	0 ( 0.0%)	0
	預り金等	2 ( 0.7%)	2	0 ( 0.0%)	0
	食事状況	11 ( 4.0%)	6	1 ( 2.4%)	1
	健康管理	0 ( 0.0%)	0	0 ( 0.0%)	0

【障がい施設検査における口頭指摘・助言の内容】

	協力機関	1 ( 0.4%)	1	0 ( 0.0%)	0
	衛生管理	3 ( 1.1%)	2	0 ( 0.0%)	0
	工賃支払	1 ( 0.4%)	1	1 ( 2.4%)	1
会計 経 理	管理、規程等	21 ( 7.7%)	10	5 ( 11.9%)	4
	契 約	2 ( 0.7%)	1	1 ( 2.4%)	1
	予 算	1 ( 0.4%)	1	0 ( 0.0%)	0
	決算・計算書類	35 ( 12.8%)	9	6 ( 14.3%)	4
	収 益	6 ( 2.2%)	4	0 ( 0.0%)	0
	費 用	2 ( 0.7%)	2	0 ( 0.0%)	0
	資 産	3 ( 1.1%)	2	2 ( 4.8%)	2
	負 債	1 ( 0.4%)	1	0 ( 0.0%)	0
	純資産	1 ( 0.4%)	1	0 ( 0.0%)	0
	経理事務・その他	3 ( 1.1%)	3	2 ( 4.8%)	2
	合 計	273 (100.0%)	134	42 (100.0%)	37

※1 割合の数値は小数点第2位以下四捨五入による算出のため、合計が100%にならない項目があります。

※2 事業所数は、1つの検査項目で複数の口頭指摘・助言を受けた法人があるため、口頭指摘・助言を行った件数とは一致しない項目があります。

※3 件数及び事業所数では、谷中ハウス施設の谷中第1ハウス、谷中第2ハウス、綾瀬ハウス、青井第1ハウス、青井第2ハウスの各事業所を一括して1事業所としてカウントしています。

## IV 令和元年度の指導監査を終えて

### 1 法人監査

令和元年度は、9法人を法人監査の対象としました（表9）。改正法施行後の約3年間で、会計監査人設置法人等を除く所轄法人に対し、1回以上の法人監査は実施済みとなりました。

表9 年度別指導監査実施法人数（事業種別）

年 度	高齢・介護	障がい	児童・保育	その他	合 計
平成27年度	2	2	10	1	15
28年度	3	3	4	2	12
29年度	0	2	9	1	12
30年度	2	0	5	2	9
令和元年度	2	3	4	0	9

※過去5年分を掲載しています。事業種別が重複している法人は「その他」に算入しました。

口頭指摘、助言の合計件数は、前年度と比較し約40件減少しました（表10）。

会計経理分野での指摘事項がほぼ同数減少しており、全体での改善の結果につながっています。各法人では、指摘事項等が有れば改善すべき課題が発見できたと積極的に捉えて、より良い解決策を法人側で自主的に策定・実行し、結果の確認や効果の検証等を行って、さらなる改善へつなげていくことが望まれます。

表10 年度別指摘・助言法人数

年 度	監査実施法人数	文書指摘数	口頭指摘数	助言数
平成27年度	15	4（6）	15（62）	15（50）
28年度	12	2（3）	11（32）	10（31）
29年度	12	8（11）	12（161）	12（43）
30年度	9	7（15）	9（238）	9（27）
令和元年度	9	6（10）	9（204）	9（24）

※過去5年分を掲載しています。（ ）内は指摘・助言の合計件数です。



## 2 障がい施設検査

令和元年度は、足立区単独で18事業所（11施設）の障がい施設検査を実施しました（表11）。

- ・ 指摘・助言の合計件数は約100件以上減少しましたが、過年度までの指摘事項について原因や再発防止策等が深く掘り下げられておらず、指摘を受けた事業所限りの応急的な対処にとどまっており、同一法人内の他事業所における今年度の障がい施設検査でも、今までと同様の過誤等が少なからず見られました。
- ・ 他の法人・事業所が受けた指摘事項等についてもそれぞれの法人・事業所で該当するものが有るかどうかを確認し、有れば速やかに対処できる仕組みを構築しておくこと等が効果的な改善につながります。
- ・ 区としては、各事業所での障がい施設検査における指摘事項が法人組織内における情報共有や浸透、今後の有効な活用につながるよう、具体的な善後策の実施に向けた助言・支援を継続していきます。

表11 年度別指摘・助言事業所数

年 度	検査事業所数	文書指摘数	口頭指摘数	助言数
平成28年度	4	4（14）	4（27）	3（3）
29年度	10	4（15）	10（167）	9（32）
30年度	18	11（33）	18（364）	17（46）
令和元年度	18	10（16）	18（273）	16（42）

※（ ）内は指摘・助言の合計件数です。

## V 令和2年度の指導監査に向けて

※ 令和2年度の法人監査・障がい施設検査においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、当初の実施予定や方針・計画を大幅に変更する可能性があります。

### 1 法人監査

令和2年度では、社会福祉法人としての責務規定に加わった「地域における公益的な取組」、社会福祉充実計画の実施状況等に主眼を置いて、8法人（予定）について、指導監査等を実施します。

また、「会計管理の適正化」については、今後も過誤等の是正や未然防止につき継続して注視し、助言や支援等を実施していきます。

### 2 障がい施設検査

令和2年度では、17事業所(予定)について、指導、検査等を実施します。

足立区では、今後も障がい施設検査を的確・効果的に実施することにより、事業者が培ったノウハウ等が発揮され利用者及び地域等へ還元されるよう継続して注視し、助言や支援等を実施していきます。

## VI 資料編

- ① 足立区社会福祉法人指導監査実施要領 . . . . . 42
- ② 令和元年度 足立区社会福祉法人指導監査実施方針 . . . . . 46
- ③ 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 . . . 52
- ④ 令和元年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針 . . . 57
- ⑤ 足立区所轄の社会福祉法人一覧 . . . . . 61
- ⑥ 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧 . . . . . 62

## 足立区社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号 社援発0427第1号 老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法令及び国要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設若しくは事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務又は財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

(実施方針)

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる足立区社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する時までに別に定める。

(実施計画)

第4条 一般監査の対象法人及び実施時期等を含む実施計画は、毎年度一般監査を開始する時までに、別に策定する。

2 法人や法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報若しくは国要綱第3項第1号に定める報告書類の確認の結果等により問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施することができる。

(調査書等の提出)

第5条 区長は、第3条で定める実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目（法人の自己点検項目を含む。）を掲げた「社会福祉法人調査書」（以下「調査書」という。）を作成し、法人に対し送付したうえで毎年度区が指定する期限までに、調査書及び関係資料の提出を依頼するものとする。

(指導監査に係る基準等)

第6条 指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(一般監査の実施)

第7条 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等（以下「実地」という。）

において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うものとする。

- 2 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施するものとする。
- 3 一般監査における実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設又は事業所が所在する場合は、施設監査を同時に実施することができる。
- 4 一般監査の実施にあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知するものとする。ただし、法人又は当該法人が経営する施設又は事業所において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人又は施設若しくは事業所の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に通知することができる。
  - (1) 一般監査の根拠規定
  - (2) 一般監査の日時
  - (3) 法第56条第1項の規定により立入検査をする職員（以下「検査員」という。）の氏名
  - (4) 準備すべき書類等
- 5 一般監査の実施体制は、職員2名以上の検査員により編成する。
- 6 一般監査における実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、事業所管課職員、関係行政機関職員又は法人に関係する者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会等を行うことができる。
- 7 検査員は、一般監査における実地検査終了後、実地において、国要綱第5項第1号に定める指導（以下「指導」という。）の内容に関する認識を法人と共有するために、検査員相互で調整を行ったうえで、指導の内容を記載した別に定める書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付するものとする。
- 8 区長は、一般監査における実地検査終了日において、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、実地検査の結果を講評し、国要綱第5項第1号ア（イ）に定める口頭指摘及び同号イに定める助言を行うものとする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等、同日中の講評等に支障を認める場合は、別に関係者を招致して講評等を行うことができる。
- 9 実地検査終了後から第8条第2項の規定により監査結果を通知するまでの間に指導の内容の追加又は変更が生じた場合は、前項に定める講評等を行ったうえで、実地検査指導事項票を差し替えるものとする。

（一般監査の結果通知）

第8条 検査員は、実地検査終了後、直ちに監査結果について綿密に検討し、指導の内容を明確にしたうえで福祉部長へ報告する。

- 2 区長は、前項の報告に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。

## 【足立区社会福祉法人指導監査実施要領】

- 3 第1項の報告において国要綱第5項第1号ア（ア）に定める文書指摘の対象となる事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められる場合は、前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

（改善内容の確認）

第9条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

- 2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。
- 3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該一般監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

（特別監査の実施）

第10条 一般監査によって改善措置が認められない法人のうち区長が特別監査の実施対象と認めるものその他法人の運営等に重大な問題を有すると区長が認めるものに対し、特別監査を行う。

- 2 特別監査の実施にあたっては、検査の目的・効果を勘案するものとする。
- 3 特別監査は、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報、一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為について、事実関係を的確に把握できるまで継続的に実施するものとする。
- 4 特別監査は、実地検査を行うほか、帳簿書類の提出の求め、当該法人の役員・職員等の出頭の求めなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- 5 特別監査の実施体制は、副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上の検査員により編成する。
- 6 第7条第4項及び第6項から第9項までの規定は、特別監査について準用する。この場合において同規定中「一般監査」とあるのは「特別監査」と読み替えるものとする。

（特別監査後の措置）

第11条 検査員は、実地検査終了後、監査の概況を福祉部長に報告し、必要に応じ関係行政機関等と協議を行う。

- 2 区長は、前項の報告及び協議に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。
- 3 第1項の報告及び協議において国要綱第5項第1号ア（ア）に定める文書指摘の対象となる事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められる場合は、

前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

(改善内容の確認)

第12条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。

3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該特別監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

4 改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき又は提出された改善状況報告書等により改善の意思がない若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

(関係機関等との連携)

第13条 指導監査の実施にあたっては、法人が経営する施設又は事業所の事業所管課及び関係行政機関等に対し、必要な情報若しくは資料又は施設監査の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

(外部有識者への相談等)

第14条 指導監査を実施するにあたり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

(指導監査情報の公表)

第15条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

2 前項の規定にかかわらず、指導監査に関する情報のうち文書指摘事項及び当該事項の改善状況については、原則として区のホームページへ掲載するなど、区民へ広く情報提供するものとする。

付 則 (29足福福発第951号 平成29年6月20日 福祉部長決定)  
この要領は、決定の日から施行する。

付 則 (30足福福発第742号 平成30年5月30日 福祉部長決定)  
この要領は、決定の日から施行する。

## 令和元年度 足立区社会福祉法人指導監査実施方針

## 1 基本方針

株式会社やNPO法人など多様な供給主体による福祉サービスへの参入が拡大している中で、社会福祉法人には、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすと同時に、他の事業主体では対応できない様々な福祉サービスを充足することによる地域社会への貢献が求められている。その一方で、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、社会福祉法（平成28年法律第21号）が平成29年4月1日に全面施行された。

このことから、足立区においては、法改正等の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った法人運営が行われていることを前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

社会福祉法第56条第1項に基づく、社会福祉法人に対する指導監査を実施するに当たり、足立区社会福祉法人指導監査実施要領（平成29年6月20日付29足福福収第951号決定（以下「実施要領」という。））第3条の規定により、令和元年度足立区社会福祉法人指導監査実施方針を策定する。

## 2 一般監査の重点項目

## (1) 組織運営

## ア 定款

- ① 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。
- ② 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、足立区の認可を受けて行われているか。

## イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。

## ウ 評議員

- ① 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- ② 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。
- ③ 善管注意義務を果たしているか。

## エ 評議員会

- ① 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。
- ② 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になって



いるか。

- ③ 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。また、定款に議事録署名人が定められている場合には、定款に従って署名又は記名押印がされているか。

オ 理事

- ① 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- ② 6人以上選任されているか。
- ③ 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。
- ④ 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- ⑤ 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。
- ⑥ 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

カ 監事

- ① 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- ② 監査において、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録等、法令で定められている事項の監査を適正に行い、監査報告を評議員会に提供しているか。

キ 理事会

- ① 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について適正に審議しているか。
- ② 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。）
- ③ 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- ④ 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- ⑤ 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

- ① 特定社会福祉法人及び会計監査人設置法人については、会計監査人の設置を定款に定めているか。
- ② 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。
- ③ 会計監査人の解任手続きは評議員会の決議、又は監事全員の同意をもって適切に行われているか。

- ④ 評議員会に提出された会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ているか。
- ⑤ 会計監査人が会計監査報告書を作成しているか。また、会計監査報告書に必要な事項が記載されているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- ① 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- ② 役員（理事、監事）の報酬等の額は、定款で定められているか。定められていない場合は、評議員会の決議により定められているか。
- ③ 役員（理事、監事）の報酬等の額は、理事と監事で別々に定めているか。
- ④ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- ⑤ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- ⑥ 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

- ① 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。
- ② 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。
- ③ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。
- ④ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

- ① 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。
- ② その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。
- ③ その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。
- ④ 理事長等が他の事業を営んでいる場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

- ① 経理規程及びその規則に定めるところにより事務処理が行われているか。

- ② 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。
- ③ 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。
- ④ 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- ⑤ 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。
- ⑥ 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。
- ⑦ 借入金の償還が確実になされているか。（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）
- ⑧ 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。
- ⑨ 積立金は適切な名称が付され、同額の積立資産が計上されているか
- ⑩ 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

（４）その他

- ① 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。
- ② 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。
- ③ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。
- ④ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 実施計画

（１）対象法人

足立区長が所轄庁となる法人を対象とする。

（２）実施形態

ア 一般監査

① 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

② 実施単位

法人を単位として実施する。

③ 実施体制

実施体制は、職員２名以上の検査員により編成する。

④ 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付

## 【足立区社会福祉法人指導監査実施方針】

する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

### ⑤ 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、(4)に記載の選定方針により選定し、東京都で実施する対象法人の施設検査の日程等と調整の上決定する。

## イ 特別監査

### ① 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、法人本部に赴き、法人の所在地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

### ② 実施単位

法人を単位として実施する。

### ③ 実施体制

実施体制は、副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上の検査員により編成する。

### ④ 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

## (3) 全体計画の作成時期

当該指導監査を開始するまでに策定する。

## (4) 選定方針

### ア 選定時点

原則として、平成31年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

### イ 選定方法

次の各号のうち、いずれかに該当する法人の中から選定する。

- ① 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）第3項各号に該当する法人
- ② 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人
- ③ 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人
- ④ 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人
- ⑤ 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人
- ⑥ 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果

において問題がある法人

- ⑦ 相当の期間にわたって、指導監査を実施していない法人
- ⑧ 法人認可後、指導監査を実施していない法人
- ⑨ 新設かつ施設整備中の法人
- ⑩ 区長が必要と認めた法人

#### 4 関係団体等との連携

##### (1) 東京都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

##### (2) 事業所管課等

指導監査の適正実施のため事業主管課との連携を図る。

## 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成15年足立区規則第2号)に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び指定障害児相談支援事業者(以下「事業者等」という。)に対する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 事業者等に対する指導及び監査は、法、児童福祉法、東京都(以下「都」という。)の条例、区の規則等で定める最低基準及び指定基準等(以下「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障がい者(児)福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 事業者等に対する指導(以下「指導」という。)は、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次のいずれかにより指導の対象となる事業者等の事業所又は施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

(指導の実施方針及び実施計画)

第5条 区長は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項等を掲げる指導実施方針及び当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を、毎年度、別に定めるものとする。

(書類等の提出)

第6条 区長は、指導の実施に当たり、事業者等から指導に必要となる書類等の提出を求めることができる。

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付（法第6条に定めるものをいう。以下同じ。）に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を当該事業者等に文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区長が別に定める指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、原則として文書により指導結果を通知した日から30日以内に改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(指導後の措置)

第8条 区長は、前条第2号に定める実地指導（以下「実地指導」という。）の結果、指摘した事項について改善が不十分な事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 区長は、実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに第11条に定めるところにより監査を行う。

3 区長は、実地指導の結果、事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

4 区長は、実地指導の結果のうち、文書で指導した事項及び改善状況については、区のホームページへの掲載などにより、区民へ広く情報提供する。

(監査方針)

第9条 監査は、事業者等に対し、サービスの内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、事業者等が次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(4) 度重なる指導によってもサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。

(5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第11条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて当該職員に関係者に対して質問させ、又は当該事業者等の当該指定に係る施設等へ立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件等の検査を行うことができる。

2 監査は、2名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都に対して文書で通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

4 区長は、監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、監査の結果、指定基準等違反等により、法第49条第6項、第50条第2項及び第3項、第51条の28第6項並びに第51条の29第3項又は児童福祉法第21条の5の22第5項及び第21条の5の23第2項のいずれかに該当すると認められる場合、都に通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

(勧告)

第12条 区長は、法第51条の28第2項又は児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。



2 前項に定める勧告（以下「勧告」という。）を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 勧告を受けた事業者等が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（命令）

第13条 区長は、勧告を受けた事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

2 前項に定める命令を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 区長は、第1項に定める命令をした場合には、その旨の公示を行う。

（指定取消し等）

第14条 区長は、事業者等が、法第51条の29第2項各号若しくは児童福祉法第24条の36各号又は足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第11条各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると認められる場合は、当該各規定に基づき指定又は登録について、取消し又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定・登録の取消し等」という。）することができる。

（聴聞等）

第15条 区長は、監査の結果、事業者等に対し、第13条第1項に定める命令又は指定・登録の取消し等の処分（以下「取消し処分等」という。）を行う場合は、監査後、当該事業者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

（経済上の措置）

第16条 区長は、監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関し偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うことができる。

2 区長は、取消し処分等を行った事業者等に対し、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

（連携）

第17条 指導及び監査に当たっては、都等及び他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

【足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱】

付 則（２８足福福発第３１７５号 平成２９年２月１日 区長決定）  
この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

## 令和元年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針

## 1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障がい者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

## 2 指導の重点項目

## (1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。
- キ 支援法の改訂に伴う、新たな指定基準による事業運営が適正に行われているか。

## (2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常

## 【足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針】

災害時の対応について具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

### 3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

### 4 実施計画

#### (1) 対象事業所等

足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成29年2月1日28足福福発第3175号決定。以下「実施要綱」という。）第1条に掲げる事業者等のうち、足立区長が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等を対象とする。

#### (2) 実施形態

##### ア 指導・監査

##### (ア) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地検査を実施する。また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じ、一定の場所において実施することができる。

##### (イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

##### (ウ) 実施体制

原則として2人以上の体制とする。

##### (エ) 実施通知

実施要綱第7条及び第11条の規定に基づき通知する。

(オ) 指導及び監査の対象

(4) の選定方針に基づき決定する。

イ 個別指導

経理事務が不十分な事業所等に対して、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において、指導する。

また、必要に応じ、事業所等に赴き現地において指導する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施するときまでに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、平成31年4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所等については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 実地検査

定期的を実施する指導の対象として選定する事業所等のほか、次の①から⑨に該当する事業所等から選定する。

- ① 過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- ② 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等
- ③ 苦情・告発等が多く寄せられている事業所等、又は苦情・告発等の内容から運営上の問題を有することが疑われる事業所等
- ④ 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- ⑤ 毎年度、現況報告書又は施設調査書を提出していない事業所等
- ⑥ 事業開始後実地検査を実施していない事業所等
- ⑦ 相当の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所等
- ⑧ 当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる事業所等
- ⑨ その他実地検査の実施が必要と判断される事業所等

(イ) 個別指導

次の①又は②のうち、いずれかに該当する事業所等から選定する。

- ① 経理事務が不十分な障がい福祉サービス事業所等
- ② その他、個別指導を行うことが適当と認められる障がい福祉サービス事業所等

5 関係機関との連携

(1) 都とともに、障がい福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の

## 【足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針】

指導の立場から連携を図る。

- (2) 必要に応じ、都との合同検査を実施する。
- (3) 必要に応じ、足立区の事業所管課に同行または立会を依頼し、指導を実施する。
- (4) 指定権限を持つ事業所管課から、指定の取消等の要件に該当する疑いがあるなどの理由により指導監査の依頼を受けた場合は、機動的に実施する。

足立区所轄の社会福祉法人一覧（令和2年3月31日現在） 資料⑤

分野	法人名	法人本部所在地
高齢・介護分野 (4法人)	愛寿会	足立区入谷3-3-6
	互惠会	足立区西新井5-34-1
	西新井だいわ会	足立区西新井2-5-5
	はとせふ	足立区東保木間1-19-5
障がい分野 (5法人)	あいのわ福祉会	足立区青井4-30-5
	あだちの里	足立区竹の塚7-19-7
	リード・エー	足立区東伊興1-14-7
	はなさく福祉会	足立区東六月町5-20
	あしなみ	足立区千住4-3-9
児童・保育分野 (16法人)	三星保育園	足立区宮城1-28-7
	島根福祉会	足立区梅島3-14-18
	新田保育園	足立区新田2-1-10
	チェリー保育園	足立区谷中2-16-16
	清仁会	足立区中川4-37-22
	博友会	足立区西新井栄町1-7-8
	親隣館	足立区梅田4-29-6
	さかえ福祉会	足立区東綾瀬1-16-21
	筑波会	足立区舎人1-3-13
	千利世会	足立区西新井本町4-19-23
	あらたま会	足立区東和1-11-7
	東児童福祉会	足立区東和5-5-23
	江北会	足立区江北3-17-4
	泉光会いづみの杜	足立区西新井栄町1-15-10
	高和会	足立区足立4-31-17
平和と善	足立区東和4-10-9	
障がい・児童・保育分野(1)	からしだね	足立区梅田7-19-23
医療・生活保護分野(1)	勝楽堂病院	足立区千住柳町5-1
社会福祉協議会(1)	足立区社会福祉協議会	足立区中央本町1-17-1
合計		28法人

○分野ごとの並びは設立順です。

資料⑥ 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧

(令和2年3月31日現在)

運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
からしだね	1	うめだ・あけぼの学園	1	うめだ・あけぼの学園
			2	うめだ・あけぼの子ども相談支援センター
あいのお福祉会	2	足立あかしあ園	3	足立あかしあ園
	3	綾瀬あかしあ園	4	綾瀬あかしあ園
	4	舎人あかしあ園	5	舎人あかしあ園
	5	竹の塚あかしあの杜	6	竹の塚あかしあの杜のぞみ
			7	竹の塚あかしあの杜なごみ
			8	竹の塚あかしあの杜きずな
	6	あいのお支援センター	9	あいのお相談センター (舎人あかしあ園内)
			10	あいのお支援センター竹の塚
			11	あいのお支援センター谷中
			12	ショートステイ谷中
	7	谷中ハウス	13	谷中第1ハウス
			14	谷中第2ハウス
			15	綾瀬ハウス
			16	青井第1ハウス
			17	青井第2ハウス
	8	神明障がい福祉施設	18	神明福祉園
			19	神明福祉作業所
			20	あいのおしごとセンター (谷中ハウス内・神明福祉作業所)
	9 指定管理	足立区大谷田障がい福祉施設	21	足立区大谷田就労支援センター
			22	足立区大谷田ホーム
あだちの里	10	竹の塚総合支援センター 竹の塚施設	23	竹の塚ひまわり園
			24	竹の塚福祉園
	11	竹の塚総合支援センター 希望の苑施設	25	希望の苑(入所)
			26	希望の苑(通所)
			27	竹の塚居宅介護サービスセンター
	12	地域生活支援センター (グループホーム)	28	あだちの里北ホーム (秋桜寮、なずな寮、旭寮、杉田寮、あじさい寮、だりあ寮)

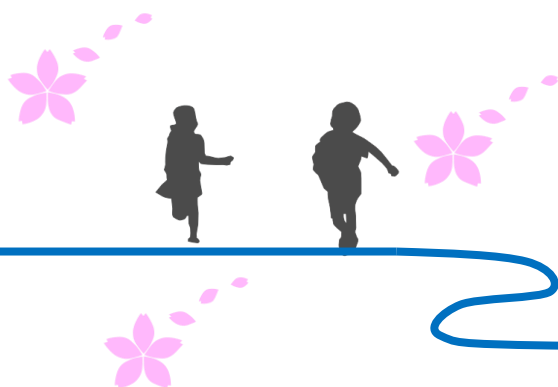


所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧

資料⑥

(令和2年3月31日現在)

運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
あだちの里	12	地域生活支援センター (グループホーム)	29	あだちの里西ホーム (なのはな寮、西竹の塚寮、おきの寮、つくし寮、磯寮、とちの木寮、やまみ寮)
			30	あだちの里東ホーム (宇津宮寮、西綾瀬寮、東和寮、第二東和寮、第三東和寮、第四東和寮、♫ブランチ)
	13 指定管理	地域生活支援センター (大谷田グループホーム)	31	足立区大谷田グループホーム
	14	綾瀬ひまわり園	32	綾瀬ひまわり園
	15	綾瀬なないろ園	33	綾瀬なないろ園
	16	谷在家障がい福祉施設	34	谷在家福祉園
			35	谷在家福祉作業所
	17	梅田ひまわり工房	36	梅田ひまわり工房
	18	西新井ひまわり工房	37	西新井ひまわり工房
	19	西伊興ひまわり園	38	西伊興ひまわり園
	20	江北ひまわり園	39	江北ひまわり園
40			あだちの里相談支援センター	
リード・エー	21	葦の会作業所	41	葦の会作業所
	22	あしの家	42	あしの家
			43	あしの家 西伊興
はなさく福祉会	23	花畑共同作業所	44	花畑共同作業所
	24	はなさく第二共同作業所	45	はなさく第二共同作業所
あしなみ	25	ボンサンス・千寿	46	ボンサンス・千寿
	26	アリエほっと・しかはま	47	アリエほっと・しかはま
	27	萌作業所	48	萌作業所
	28	協立作業所	49	協立作業所
	29	綾瀬スマイル工房	50	綾瀬スマイル工房
	30 指定管理	足立区精神障がい者 自立支援センター ふれんどりい	51	相談支援事業ふれんどりい
			52	就労継続支援事業ZiP
53			就労移行支援事業WiZ	
合計		53事業所(30施設)		



## 令和元年度 社会福祉法人指導監査報告書

令和2年8月発行

発行 足立区

編集 足立区福祉部 福祉管理課

東京都足立区中央本町一丁目17-1 足立区役所 北館1階

電話番号 (03) 3880-5111 内線1814~5